

沖縄建築確認検査センター株式会社

確認検査手数料規程

(総則)

第1条 沖縄建築確認検査センター株式会社（以下「センター」という。）の確認検査業務規程第53条に規定する確認検査手数料の額（以下「手数料」という。）については、この規程の定めるところによる。

(確認検査手数料)

第2条 確認申請手数料、中間・完了検査手数料の額は、申請に係る部分の床面積の合計、建築設備又は工作物の区分毎にそれぞれ別表第1の表に定める額とする。

(仮使用認定手数料)

第2条の2 仮使用認定手数料の額は、申請に係る部分の床面積の合計に応じて別表第2の表に定める額とし、建築設備についても同表に定める。

(構造計算ルート2審査手数料)

第3条 法第6条の3ただし書きに規定されるルート2審査に該当する建築確認申請をする場合の手数料の額は、別表第1の確認手数料の構造計算書ありルート2の金額を加算した額とする。ただし、センターによりルート2の審査が行えない場合はルート2以外の列を適用する。

(構造計算書の審査手数料)

第4条 確認申請書に前条の構造計算書ルート2以外の構造計算書がある場合は、別表第1の表の構造計算ルート2以外の審査手数料の額を加算する。

2. 建築物がエキスパンジョイント等で区画した建築物は別棟として扱い、棟ごとの床面積の合計とする。

3. 増築等で既存建築物の構造計算を伴う場合は、既存建築物を含む床面積の合計とする。

4. 建築物の計画変更等で構造計算を伴う場合は、変更後の床面積の合計とする。

(計画変更等の確認審査手数料)

第5条 建築物の計画変更等（計画変更、移転、大規模な模様替え（修繕）、用途変更、完了検査時における追加説明書等）の確認審査手数料は、当該変更等に係る床面積の2分の1について算定する。ただし、床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加算する、又、構造計算書ありの手数料については、床面積の2分の1とは算定しない。

2. 建築設備又は工作物の変更確認申請手数料は、別表第1の表に掲げる額の2分の1について算定する。

(増築の確認検査手数料)

第6条 建築物の増築に伴い既存部分が審査対象になった場合は、その審査対象となった部分の床面積の2分の1を増築部分の床面積に加算する。

(検証法による確認手数料)

第7条 避難安全・耐火性能・防火性能検証法による設計は、審査床面積による別表第4からの料金を別表第1の表に掲げる確認手数料の額に加算する。

(特定天井の有る確認手数料)

第7条の2 特定天井のある設計は、特定天井のある部分の審査床面積による別表第5からの料金を別表第1の表に掲げる確認手数料の額に加算する。

(天空率を用いた設計の確認手数料)

第8条 天空率を用いた設計の場合は、法第56条第7項第1号から第3号のうちから適用させる数に5,000円を乗じた額に別表第1の表に掲げる確認手数料の額を加算する。

2. 床面積500㎡を超える天空率を用いた設計の場合は、前項中の「5,000円」を「別表第1の表に掲げる確認手数料の額（構造計算手数料を除く）の10%」に読み替えて適用する。

(工作物である自動車車庫等の確認検査手数料)

第9条 法第88条2項の工作物は、「築造面積」を別表第1の「床面積の合計」と読み替えて別表第1の表の額を準用し、構造計算の添付がある場合は「構造計算書あり」の手数料についても適用する。

(省エネ適判の完了検査における手数料)

第10条 省エネ適判の通知を受けた物件の完了検査手数料は、計算対象床面積による別表第6からの料金を別表第1の表に掲げる完了検査手数料の額に加算する。

(完了検査において追加説明書提出後に再度検査を行う場合の手数料)

第11条 第5条における追加説明書提出時に算定した面積での完了検査手数料とする。

(旅費等)

第12条 上記手数料の額に別途交通費（バス賃の往復料金）が加算されます。また、対象となる工事が離島で行われる場合は、旅費（交通費実費＋宿泊を要する場合は宿泊費実費）を頂きます。

(手数料の納入方法)

第13条 確認検査手数料は、別表第1に定める金額を申請と同時に現金で納入する。ただし、振込にて納入することもできる。

(証明書交付手数料)

第14条 センターが確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書を交付した旨の証明書の手数料は、1通につき5,000円とする。

附則

この規程は、平成12年 7月13日から施行する。

この規程は、平成19年 6月20日から施行する。

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 7月15日から施行する。

この規程は、平成29年 1月10日から施行する。

この規程は、平成29年11月10日から施行する。

この規定は、平成31年 1月15日から施行する。

この規定は、令和 元年 8月 9日から施行する。

この規定は、令和 2年 5月12日から施行する。